

令和3年度北海道医療安全推進方針

1 趣 旨

本道における医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識啓発、その他の医療安全の確保に関する必要な措置を講ずるため、令和3年度における医療安全支援センターの活動方針及び地域における医療安全のための方策等を定め、道及び関係機関・団体が連携して医療安全対策を推進する。

2 医療安全支援センターの活動

(1) 医療相談対応

ア 医療安全支援センターは、患者・住民と医療提供施設との信頼関係の構築を支援するため、その両者の間にあって中立的な立場から相談等に対応し、双方に信頼されるよう努める。

イ 相談の対応に当たっては、相談者のプライバシーや個人情報の保護に留意し、相談により相談者が不利益を被ることがないよう配慮するなど、安心して相談できる環境整備に努める。

(2) 医療安全推進協議会の開催

道は、地域の医療提供施設や相談窓口を開設する関係機関・団体と連携協力し、患者・住民からの相談等に適切に対応するための方策を検討するため、医療安全推進協議会を開催する。

(3) 研修会の開催等

ア 道は、医療安全支援センターにおける相談等への適切な対応を図るため、相談窓口を担当する職員を対象に、カウンセリングに関する技能、医事法制や医療訴訟に関する知識、事例分析に関する技能等について研修を実施する。また、国等が主催する医療安全に関する研修会等に積極的に職員を参加させる。

イ 医療安全支援センターは、医療提供施設等における医療安全対策の推進を図るため、関係機関・関係団体と協力して、医療提供施設の医療安全担当職員等を対象に、医療安全に関する研修を実施する。また、医療提供施設で開催する職員研修等において活用できる資料をホームページに掲載するなど、医療提供施設における医療安全の取組みを支援する。

(4) 意識啓発

道は、医療の質の向上を図るため、医療関係者等に対し、医療事故情報などの医療安全に関する情報提供を行うとともに、患者・住民の医療に対する信頼の向上を図るため、道のホームページを活用するなどして、医療安全支援センターの活動や医療安全の推進に関する幅広い情報の発信に努める。

3 医療提供施設における医療安全の取組の推進

道は、医療法等の規定に基づく保健所の立入検査等の機会を通して、医療提供施設における医療安全に係る次の各種取組みが推進されるよう、指導・助言を行う。

(1) 医療安全管理指針の整備

(2) 医療安全管理委員会の開催

(3) 医療安全管理のための職員研修の実施

(4) 事故報告等の医療安全確保を目的とした改善方策の実施

4 医療安全を推進するための環境整備等

(1) 医療相談等に対応するための体制の整備

医療提供施設は、患者や家族からの相談等に適切に対応するため、各施設における相談窓口の設置と相談体制の整備を推進する。

また、道及び関係機関・団体は、多様な相談等に適切に対応するため、医療安全支援センターと関係機関・団体相互の連携・協力が推進されるよう、医療安全推進協議会や研修会等の機会を通じて、情報交換のルールや連絡体制の整備に努める。

(2) 医療の安全性向上のための取組み

ア 医療従事者に対する資質の向上

医療の安全性の向上のためには、医療に関連する全ての機関・団体がそれぞれの役割に応じて主体的に取り組むことが重要であることから、道及び関係機関・団体は、自ら医療安全に関する講習会等を開催するとともに、国等が主催する研修会等に関係職員を積極的に参加させ、医療安全に関する取り組みを推進する。

イ ヒヤリ・ハット事例収集事業への協力

医療事故を未然に防止するためには、医療提供施設において、いわゆる「ヒヤリ・ハット事例」を収集・分析することが有効であることから、道及び関係団体は、医療提供施設に対し、日本医療機能評価機構が実施する「医療事故情報収集等事業」や「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」について周知し、積極的な参加を働きかける。

(3) 医療事故調査制度の周知

平成27年10月に施行された医療事故調査制度では、医療の安全の確保と質の向上を図ること目的に、医療法に基づき「医療事故調査・支援センター」の指定を受けた一般社団法人日本医療安全調査機構が、医療事故調査結果を収集分析し、再発防止のための普及啓発等を行っており、また、医療機関からの相談等の支援体制を構築するために、道内の医療事故調査等支援団体は、「北海道医療事故調査等支援団体連絡協議会」を設置しており、道及び関係団体は、医療機関等に対して、本制度の周知に努める。

5 道民等に対する医療安全推進についての普及啓発

道及び関係機関・団体は、連携協力して、医療安全対策に関する医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進、並びに道民の理解と認識を深めるため、「医療安全推進週間(11月25日を含む1週間)」の各種行事等に取り組む。

- (1) 医療事故の防止に関するポスターの掲示、リーフレットの配布など
- (2) 医療関係者に対する講習会、研修会等の実施
- (3) 国民に対する医療安全に関するシンポジウム等の開催
- (4) 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌及び広報誌等による広報
- (5) 医療安全に関するワークショップの開催 など